

令和7年2月

生活保護法等指定介護機関制度及び 介護扶助の取り扱いについて

青森県 健康医療福祉部 健康医療福祉政策課

I 生活保護法等指定介護機関制度について

「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（以下、「生活保護法等」とする。）による指定介護機関として介護サービスを提供する場合は、指定が必要となります。

なお、生活保護法の一部改正に伴い、平成26年7月以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可があった介護機関については、生活保護法等の指定不要の申出がない限り、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなります。（みなし指定）

○生活保護法等による指定介護機関の指定申請の要否

① 介護保険法による指定年月日が平成26年6月末日以前の場合

→ 生活保護法等による申請が必要 ※申請手続きは2ページへ

② 介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の場合

→ みなし指定となるため、生活保護法等による申請は不要

③ 指定不要の申出をした後、生活保護法等の指定が必要となった場合

→ 生活保護法等による申請が必要 ※申請手続きは2ページへ

I 生活保護法等指定介護機関制度について

1 生活保護法等の指定申請手続き（前頁の①・③に該当する場合）

申請に必要な書類

- (1) 申請書 (2) 誓約書

※こちらからダウンロードできます。

健康医療福祉政策課ホームページ『生活保護法指定介護機関制度について』

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/seiho-siteikaigokikannhogo-eng.html>



留意事項

誓約書に記載されている内容（生活保護法第54条の2第5項において準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号）のいずれかに該当する場合には、指定できません。

申請書及び誓約書の事業所名、開設者・事業者名（法人名）は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載してください。また、申請者（開設者）の欄には代表者の職・氏名についても必ず記載してください。

生活保護法等による介護機関の指定は、介護保険法上の指定（開設許可）を受けていることが条件となります。

提出先

県健康医療福祉政策課又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所（別紙1「県内福祉事務所一覧」参照）

I 生活保護法等指定介護機関制度について

2 指定を不要とする場合の手続き

みなし指定となる介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が生活保護法等による指定を不要とする場合は、あらかじめ申出書の提出が必要となります。



様式はこちらから

○指定不要の申出書の提出先

- ・ 介護保険法の指定(開設許可)申請先が県の場合 → 県高齢福祉保険課へ
- ・ 介護保険法の指定(開設許可)申請先が市町村の場合 → 市町村介護保険担当課へ

※生活保護法等による介護機関の指定を不要とした場合は、生活保護を受給している方又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、御注意ください。

(申出書提出後に生活保護法等の指定が必要となった場合は、申請書及び誓約書により申請してください)

I 生活保護法等指定介護機関制度について



様式はこちらから

3 各種届出について

下記のような場合は、指定介護機関として届出が必要となります。

○事業を廃止または休止する場合 ⇨ 廃止（休止）届

ただし、みなし指定を受けた介護機関が事業を廃止する場合には、介護保険法による廃止の手続きをすることで、生活保護法等の指定の効力も失われます。

○事業者（開設者）の名称及び所在地並びに事業所の名称及び所在地に変更が生じた場合 ⇨ 変更届

- ・変更届が提出されないと、福祉事務所から送付される介護券に誤った情報が記載されることとなります。
- ・厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。
- ・代表者、責任者の変更の場合は必要ありません。
- ・「開設者や事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限られます。別法人に事業を譲渡した時など事業所番号が変更となる場合は「名称の変更」にはあたりませんので、廃止届を提出することとなります。

○休止していた事業を再開する場合 ⇨ 再開届

※提出先は、県健康医療福祉政策課又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所です。（別紙「県内福祉事務所一覧」参照）

※各種届出をする際には、介護保険法による手続きも行うようお願いします。

介護保険法の手続きは県高齢福祉保険課又は市町村介護保険担当課にて行ってください。

I 生活保護法等指定介護機関制度について

4 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

生活保護法等による指定を受けている事業所が介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法等の指定も自動的に継続することになり、更新等の手続きは必要ありません。

なお、介護保険法において指定更新を受けられなかった場合、生活保護法等による指定を取り消される可能性があります。

5 生活保護法等による指定介護機関の指定を受けている事業者の方へ

生活保護を受給している方及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスの提供にあたっては、生活保護法等に定めるところによる他、「指定介護機関介護担当規程」（別紙2）及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」（別紙3）に従う必要があります。

なお、介護扶助に関して必要があると認められるときは、当該介護機関の開設者等に対して、必要と認める事項の報告を求めたり、検査等を行う場合があります。

Ⅱ 介護扶助の取り扱いについて

(介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係)

生活保護法では「補足性の原理」により、活用可能な他法他施策がある場合はその活用を優先することが原則となっています。

したがって、介護保険被保険者以外の生活保護受給者（下記2）の介護サービスの利用については、当該地域で障害者総合支援法に基づく自立支援給付が利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。

1 介護保険の被保険者（第1号及び第2号(特定疾病)）

各保険者（市町村）が要介護認定を行います。

基本的に**介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先**します。

2 介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の生活保護受給者であって、医療保険未加入の者（生活保護受給者は国民健康保険に加入できません。））

福祉事務所が要介護認定を行います（実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います）。

基本的に**自立支援給付が介護扶助に優先**します。

※ご不明な点があれば、生活保護の実施機関（福祉事務所）にご相談ください。

(別紙1)

県内福祉事務所一覧 (申請書等の提出先)

事務所名 (担当課係名)	郵便番号	住所	電話番号	管轄町村 (郡部のみ)
青森市福祉事務所 (生活福祉一課・生活福祉二課)	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-734-2309	
弘前市福祉事務所 (生活福祉課)	036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	0172-35-1111	
八戸市福祉事務所 (生活福祉課)	031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111	
黒石市福祉事務所 (福祉総務課)	036-0396	黒石市大字市ノ町1-1	0172-52-2111	
五所川原市福祉事務所 (生活応援課)	037-8686	五所川原市布屋町4-1	0173-35-2111	
十和田市福祉事務所 (生活福祉課)	034-8615	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111	
三沢市福祉事務所 (生活福祉課)	033-0011	三沢市幸町三丁目1-5	0176-51-8770	
むつ市福祉事務所 (生活福祉課)	035-8686	むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111	
つがる市福祉事務所 (保護課)	038-3192	つがる市木造若緑6-1	0173-42-2822	
平川市福祉事務所 (福祉課)	036-0104	平川市柏木町藤山2-5-6	0172-44-1111	
東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室(保護課)	030-0861	青森市長島二丁目10-3 (青森フコク生命ビル4階)	017-734-9952	平内町、今別町、外ヶ浜町 蓬田村
中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室(保護課)	036-8356	弘前市下白銀町1-4-2 (県弘前健康福祉庁舎4階)	0172-35-1622	藤崎町、大鰐町、板柳町 田舎館村、西目屋村
三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 (保護第一課・保護第二課)	039-1101	八戸市尻内町字鴨田7 (県八戸合同庁舎内)	0178-27-4435	三戸町、五戸町、田子町 南部町、階上町、新郷村 おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(保護課)	037-0046	五所川原市字栄町10 (県五所川原合同庁舎内)	0173-35-2156	鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町 深浦町
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 (保護第一課・保護第二課)	039-2594	上北郡七戸町字蛇坂 5-5-1	0176-62-2145	野辺地町、七戸町、六戸町 横浜町、東北町、六ヶ所村
下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(保護課)	035-0073	むつ市中央一丁目3-33 (県むつ健康福祉庁舎内)	0175-22-2296	大間町、東通村、風間浦村 佐井村

* 申請書等は県健康医療福祉政策課又は医療機関・介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。

青森市又は八戸市(中核市)に所在地がある医療機関・介護機関については、青森市又は八戸市が指定等の事務を行っているため、青森市又は八戸市にて手続きをしてください。(県では行っていません)。

(別紙2)

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から運用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(別紙3)

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
改正 平成17年 厚生労働省告示第449号
平成18年 厚生労働省告示第298号
平成20年 厚生労働省告示第172号
平成24年 厚生労働省告示第181号
平成30年 厚生労働省告示第180号
令和2年 厚生労働省告示第302号
令和6年 厚生労働省告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135号第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 七 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 八 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 九 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。